

舞台発表 実施要項

1. 日時

2023（令和5）年11月12日（日）

2. 会場

日本青年館ホール

3. 目的

全国各地で様々な表現活動に取り組む青年たちが一堂に会し、互いに学びあい、交流を深めていくことを通じて一人ひとりの人間形成に役立て、地域の活性化と地域文化の継承をめざす。

4. 演目

演劇、人形劇、ダンス、音楽（合唱・のどじまん・バンド演奏含む）、郷土芸能等のホール舞台上で実施する様々な表現や発表。

5. 編成

参加人数には上限を設けない。また、都道府県選手団あたりの出場団体数に上限を設けない。

6. 上演時間

発表については60分以内とする。

※舞台設営（飾り付け）及び撤去、入退場の時間は含めない。

7. 参加資格

（1）本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員（団長、副団長、総監督、総務）、監督はこの限りではない。

①1983（昭和58）年4月2日から2008（平成20）年4月1日までに出生した者。

②原則、2023（令和5）年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。

③全日制高等学校の生徒は参加対象としない。

④定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

（2）伴奏者などについての年齢には制限はないが、出演者（演者、その他の登場人物）については、

他の種目と同一資格のものとする。

- (3) 無資格者が出演したことが発見された時は失格とする。
- (4) **日本青年団協議会に加盟する都道府県青年団組織または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。**
- (5) 医師の健康診断を受け、健康であることが証明された者。
- (6) 国内外で職業競技者（演技者・技術者）としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

8. オーバーエイジ枠

参加資格に、オーバーエイジ枠（以下、OA枠（1983（昭和58）年4月1日以前に出生した者の参加を一部認める））を設ける。OAの出演者が参加する場合は一団体につき出演者の3分の1以内とする。

9. 参加申込

申込みにあたっては所定の様式に全て明記のうえ申し込むこと。参加費は一人あたり3,300円（税込）と保険料300円（税込）、大会運営費1,000円（税込）を指定の期日までに納入すること。締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

ただし、団体競技種目で**参加登録抹消者（理由に関わらず）が発生した場合、参加者の入れ替えを認める。また、入れ替え登録は種目別監督会議まで認め、監督会議での報告を義務とする。**入れ替え後の氏名はプログラムには記載されない。なお、書類に不備がある場合は入れ替え登録を認めない。

10. 審査基準

審査は、大会本部が委嘱した審査員があたり、表現力、演出力などの総合評価を行う。ただし、観客賞については、下記の項目を最も満たした団体を観客が決めることとする。

- (1) 青年らしくいきいきと発表しているか。
- (2) 自分（たち）の想いが適切に表現（創造性・独自性・構成力）されているか。
- (3) **地域において、自らも楽しみながら実際に活動している内容に基づいて、日常の地域活動の様子が表現されているか。**
- (4) 指定の制限時間内であれば、上演時間の長短は審査に影響しない。

11. 表彰

- (1) 賞状は最も優秀なものに最優秀賞1団体以内、優秀賞1団体以内、努力賞2団体以内、観客賞に授与する。
- (2) メダルは最優秀賞1団体以内、優秀賞1団体以内、努力賞2団体以内の全員に授与する。
- (3) 楯は最優秀賞1団体以内、優秀賞1団体以内に授与する。
- (4) 後藤文夫賞（郷土芸能のジャンルのみ）は賞状と副賞を授与する。

※本賞は、一般財団法人日本青年館より、地域の伝統的な郷土芸能を青年が真剣にその伝承につとめ、青年団としての取組の中で意欲的である団体に授与されます。

(5)参加申し込み状況に応じて、表彰内容を変更する場合があります。

12. 注意事項

- (1) 出演代表者による監督会議において当日の進行等を確認する。日時の詳細は後日参加道府県選手団または参加者宛に連絡する。
- (2) 出演順序は発表内容、諸条件などを考慮して主催者にて決定する。
- (3) 演目のジャンルは問わない。ただし、指定の時間内に終了できるように構成し、舞台装置及び照明設備、また演出は会場が対応可能なもののみとする。

13. 有事の際の対応について

政府による感染症拡大防止に伴う要請や激甚災害等（以降、有事）が生じた場合、下記の通り対応する。

- (1) 諸経費について
 - ① 有事の際の棄権に関わらず、「芸能文化の部要項 8. 参加費」に基づき支払うものとする。
 - ②主催者として大会または種目の開催を見送る場合は、参加費、大会運営費、保険料は徴収しない。すでに納入されている場合は返金を行う。
 - ③参加団体・人数が試合可能数に満たない場合、および主催者として大会または種目の開催を見送る場合において、大会参加にかかる旅費、宿泊費、キャンセル料その他の諸経費については、主催者として負担しない。
- (2) 主催者及び各競技連盟・協会、各会場、その他関係機関のガイドライン、ならびに自治体からの要請等に沿って実施する。
- (3) 記載のない内容については、主催者で判断する。

14. その他

- (1) 原則として基準要項、芸能文化の部要項に定めるところによるが、これらと種目別要項が異なる場合には種目別要項が優先される。
- (2) **参加者は、大会本部を通じ、原則として指定宿舎（日本青年館ホテル・国立オリンピック記念青少年総合センター）へ申し込むこととする。**ただし、社会情勢や仕事の環境等により、指定宿舎への申し込みが困難な場合は、その限りではない。
- (3) 参加申し込み状況に応じて、大会の運営方法を変更する場合があります。
- (4) 記載のない内容については主催者で判断する。

